第 343 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(4)
	日付	2016 年 8 月 30 日

プロジェクト	その他
項目	公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS 財団定款の修正案」の概要

本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 財団が 2016 年 6 月に公表した公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS 財団定款の修正案」（以下「本公開草案」という。）の概要をまとめた上で、事務局によるコメントの方向性をお示しすることを目的としている。なお、コメント文案は別紙にお示ししている。

背景

2. IFRS 財団「定款」（第 17 条(c)及び(d)）では、評議員会が IFRS 財団の全体の体制とその有効性についてのレビューを 5 年ごとに実施することを要求している。

3. 評議員会は直近のレビューを実施し、2015 年 7 月に「意見募集――体制とその有効性についての評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」（以下「RFV」という。）を公表した。評議員会は、RFV に対するフィードバック・ステートメントを、本公開草案とともに公表している。

4. 本公開草案のコメント期限は 2016 年 9 月 15 日である。なお、評議員会は、それぞれの提案について個別の質問をしておらず、本公開草案に示した「定款」の変更の提案のすべてについて、これらの変更を支持するかどうかに関する意見を求めている。

5. なお、本公開草案についてコメントする場合、RFV に対するコメント同様、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）と企業会計基準委員会（ASBJ）の連名で提出する予定である。

提案の概要

（提案 1/5/7：評議員会及び審議会の定員及び地理的分布）

6. 評議員会は、評議員会及び審議会の定員及び地理的分布について、次のとおり変更することを提案している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（単位：名）	評議員会		審議会	
	現行	修正案	現行	修正案
アジア・オセアニア	6	6	4	4
欧州	6	6	4	4
北米	6	6	4	4
南米	1		1	
アフリカ	1	1	1	1
世界全体	2	3	2	0 又は 1
合計	22	22	16	13 又は 14

7. 前項の変更にあたって、評議員会は以下の事項に留意した。

(1) 地理的分布の基礎は、引き続き、世界の資本市場を代表するとともに、幅広い国際的基盤を確保すべきであるという見解を再確認した。

(2) 「北米」と「南米」という現在の区分を単一の「アメリカ大陸」区分に統合することは、以下の点から有用であると考えられる。

① 評議員の選任をめぐる柔軟性を高めると同時に、評議員会の地理的配分は世界の資本市場を代表するとともに幅広い国際的基盤を確保すべきであるという中心となる考えと整合する。

② 比較的最近に設立された会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の地理的分布と整合する。

③ メキシコや他の中央アメリカ諸国のような国々を北米と南米のどちらに分類すべきかをめぐっての混乱が解消される。

(3) 2014 年 7 月以降、審議会は暫定的に 14 名のメンバーで運営が首尾よく行われている。評議員会は、審議会は 13 名のメンバーで構成すると定めるものの、評議員会が適切と考える場合には 14 人目のメンバーを選任する柔軟性を与えることを提案している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

RFV の提案及びこれに対する ASBJ のコメント

RFV においては、次の提案がされていた。

（単位：人）	評議員会		審議会	
	現行	RFV*	現行	RFV
アジア・オセアニア	6	5	4	3
欧州	6	5	4	3
北米	6	5	4	3
南米	1	1	1	1
アフリカ	1	1	1	1
世界全体	2	5	2	2
合計	22	22	16	13

*RFV においては、評議員会の定員として 22 名を維持しつつ、世界全体枠を 2 名から 5 名に増やすことを提案していた。アジア・オセアニア、欧州、北米をそれぞれ 1 名減とすることについては、事務局の推測による。

（評議員会の構成）

FASF/ASBJ からのコメントでは、評議員会の地域的代表が直近の状況を踏まえたことになると考えられるため、評議員会の世界全体枠を 2 名から 5 名に増加させる案に概ね同意していた。ただし、アジア・オセアニア地域の経済規模の拡大に関する最近の動向を考えると、IFRS 財団は評議員の地理的分布が引き続き適切となるように当該地域からの代表を維持及び増加することが必要と考えられるとも述べていた。

（審議会の構成）

FASF/ASBJ からのコメントでは、IASB の規模の縮小がメンバー間のより効果的なコミュニケーションに貢献する可能性があるという主張に理解を示しながらも、以下の理由により、IASB の規模を 13 名に削減する提案に同意しないとしていた。

(1) 現在の IASB の構成はうまく機能していること。基本的に、欠陥があると発見されていない領域に変更を行うことは不要であろう。

(2) 近年、アジア・オセアニア地域は、急速な経済成長を遂げていること。また、この地域は、他の地域よりも多くの法域から構成されており、事業慣行に著しい多様性がある。したがって、審議会メンバーの人数を削減することは、この地域からの多様な見解を反映するためには有用とならず、むしろ、IFRS のグローバルなアドプションという IFRS 財団の目標の追求への障害となるであろ

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

う。
(3) 我々は、ASAF の運用を高く評価している一方、(IASB に対するアドバイザーとしての) ASAF メンバーの役割と (意思決定機関のメンバーとしての) IASB メンバーの役割は著しく異なると考えていること。したがって、我々は、ASAF の設置は IASB の規模のを縮小する説得力のある理由とはならないと考えている。

その上で、IFRS 財団が、IASB 理事の役割に関する検討を踏まえつつ、現在の IASB のメンバーの状況に沿って、アジア・オセアニアからのメンバーに関しては現在の人数 (4 名) を維持する一方、欧州及び北米からのメンバーに数を 3 名に削減するように、IASB のメンバーの人数を削減することを提案していた。

[事務局の対応 (案)]

8. アジア・オセアニア地域の評議員会及び審議会の人数に変更はないため、コメントしないことでどうか。

(提案 2/3：評議員会の職業的経歴及び報酬)

9. 評議員会は、2 名の評議員は通常は著名な国際会計事務所のシニア・パートナーとするとの記述を削除することを提案している。また、評議員会は、評議員の報酬の取決めの基礎を「年棒及び会議ごとの報酬」から「年棒のみ」に変更することをすでに決定しており、この修正を「定款」に反映させることを提案している。

RFV の提案及びこれに対する ASBJ のコメント

(評議員の経歴)

RFV においては、評議員の経歴については定数を定めていないものの、通常、評議員のうち 2 名は著名な国際会計事務所のシニア・パートナーでなければならないとする記載については、定款が具体的な経歴を人数の一部について要求されるものとして特定し続けることが適切かどうかについて見直すことを計画していると述べていた。

これに対し、FASF/ASBJ からのコメントでは、IFRS 財団が評議員の専門的な経歴に関して定数を定めることは、選定プロセスを過度に制限することになるため、これを行うべきではないとすることに同意していた。

(評議員の報酬)

RFV においては、評議員の報酬について言及しておらず、FASF/ASBJ からのコメ

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ントでもコメントしていなかった。

［事務局の対応（案）］

10. 提案に反対するものではないため、コメントしないことでどうか。

（提案 6/8/9：審議会の職業的経歴、任期および議決要件）

11. 現在、「定款」の第 25 条および第 27 条は、審議会のメンバー資格の主たる要件および審議会のメンバーの選任について定めている。評議員会は、第 27 条は審議会メンバーの職業的経歴についての過度に制限的な制約を含意しているとの見解を述べており、以下の修正案を提案している。

(1) 第 27 条の文言を削除し、第 25 条を修正して IASB における職業的経歴の組合せに監査人、作成者、利用者、学識者及び市場・金融規制当局者（最後のものは現時点では「定款」で言及されていない）を含める。

(2) IASB のメンバーの主たる要件として、実務経験に代えて直近の関連性のある専門的経験を記述する。また、「IASB が組織として」高品質でグローバルな財務報告基準の開発に寄与「できるように」することを明示する。

12. 現在、審議会メンバーは、当初の任期を 5 年として任命され、再任された場合の 2 期目の任期は 3 年（議長と副議長は 5 年）である。評議員会は、議長と副議長を含むすべてのメンバーの 2 期目の任期を 3 年としながら、場合によっては、最長 5 年までの更新の可能性があるとすることを提案している。

13. 評議員会は、本資料第 5 項に提案された審議会メンバーの人数の変更に伴い、議決要件を以下のとおり修正することを提案している。

（現行）　総員 16 名未満の場合：9 名、総員 16 名の場合：10 名の承認
（修正案）総員 13 名未満の場合：8 名、総員 13 名又は 14 名の場合：9 名の承認

RFV の提案及びこれに対する ASBJ のコメント
（審議会の理事の職業的経歴） RFV においては、IASB における職業的経歴の組合せには監査人、作成者、利用者、学識社及び市場・金融規制機関を含めなければならないとする文言を追加することを提案していた。 これに対し、FASF/ASBJ のコメントでは、IASB のメンバーの経歴の要件に「市

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

場・金融規制機関」を追加する提案がどのようなことを意図しているのかが明確ではないと指摘していた。すなわち、市場・金融規制機関は、少なくとも、2つの異なる役割（①財務報告の要求事項に関する規則策定と、②財務報告書のレビュー及び必要とみなされる場合に執行措置の実施）を果たしているが、執行者は、財務報告の要求事項の欠点及び財務諸表の（財務アナリストが対象としない小規模企業の財務諸表を含む）が改竄されやすい領域に関して、より高い理解を有しているかもしれないのに対し、規則策定者は、財務報告の開発の動向及び基準開発に関連する調整に関して、より高い理解を有しているかもしれない。この二者の強みは、性質上明らかに異なっているため、IFRS 財団がこの変更案の審議を完了する前にその意図を明確化することを提案する、としていた。

（審議会の理事の任期）

RFV においては、IASB メンバーの任期について、再任の任期について多少の柔軟性を導入し、5 年以内を任期とする 1 回の再任を可能とするように定款を変更することを提案していた。

これに対し、FASF/ASBJ のコメントでは、提案に同意していた。

（議決要件の変更）

RFV においては、議決要件の変更について、IFRS 又は解釈指針の公表の承認についての議決要件は、IASB のメンバーが 13 名となる場合には 9 名の承認が必要となる（現在と同じ）ものの、13 名未満の場合には、8 名の承認を必要とすることを提案していた。

RFV に明示的な質問がなかったこともあり、FASF/ASBJ はこの点についてコメントをしていなかった。

14. 本公開草案と同時に公表されたフィードバック・ステートメントにおいて、次の記述がみられる（F141 項及び F142 項）。

教育及び実務経験の多様性を促進する審議会の選任プロセスを可能にし、関連性のある経歴及び経験の衡平なバランスを有する審議会の選任を可能にするため、RFV 文書において提案されたように[定款]第 27 条を削除し、第 25 条を修正することについては、概ね支持が得られた。

しかし、多数の回答者は理事の職業的経歴の組合せに規制者を含めることに懸念を示した。規制者を含めることを支持しなかった者は、規制者が有するスキルの組合せと経験は、会計基準設定プロセスと相当異なると考えた。他の者は、規制者は IFRS 財団の他のガバナンス組織において十分に代表が出ており、審議会に

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

おいても代表を出す必要がないと考えた。

［事務局の対応（案）］

15. 理事の職業的経歴について、FASF/ASBJ が RFV に対するコメントにおいて求めた明確化は図られていないが、改めて明確化を求めるほどの重要性はないと考えられることから、コメントしないことでどうか。

16. 理事の任期及び議決要件については、コメントしないことでどうか。

（提案 4：レビューの焦点及び頻度）

17. 評議員会は、定期的なレビューの焦点を、現行の「当組織の<u>**体制**</u>と有効性」から「当組織の<u>**戦略**</u>と有効性（適切な場合には、その体制も含む）」に変更することを提案している。

18. また、評議員会は、レビューの頻度について、遅くとも前回のレビューの完了から 5 年後に開始することを要求する点に関して、記述の明確化を提案している。

RFV の提案及びこれに対する ASBJ のコメント
（レビューの焦点） RFV においても、定期的なレビューの焦点を「当組織の<u>**戦略**</u>と有効性」に変更することを提案していた。 これに対し、FASF/ASBJ のコメントは概ね同意していた。 （レビューの頻度） RFV において、レビューの頻度について、遅くとも前回のレビューの完了から 5 年後に開始すべきであると旨を明示するように、定款を修正することを提案していた。 これに対し、FASB/ASBJ のコメントは、我々は、5 年は合理的な間隔であると一般的に理解されていると考えていることから、その間隔を、現在の 5 年ごとの取決めから（例えば、6 年から 7 年に）長くするための適切な理由を見出していないと述べていた。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

［事務局の対応（案）］

19. レビューの焦点については、コメントしないことでどうか。

20. レビューの頻度については、RFV のコメント[1]を踏襲し、間隔は少なくとも 5 年に一度とすべきであるとコメントすることでどうか。

（提案 10：IFRS 諮問会議の会合）

21. 評議員会は、諮問会議の会合の頻度を現行の「少なくとも年 3 回」から「少なくとも年 2 回」に変更することを提案している。

> **RFV の提案及びこれに対する ASBJ のコメント**
>
> RFV においては、諮問会議は効率的かつ効果的に運営されていると考えているものの、今回のレビューを通じて評議員会が行うかもしれない変更の提案が諮問会議に及ぼす影響を検討することを計画している、としていた。
>
> RFV に明示的な質問がなかったこともあり、FASF/ASBJ はこの点についてコメントをしていなかった。

［事務局の対応（案）］

22. 諮問会議は審議会及び IFRS 財団の評議員会の公式の諮問組織であり、IASB の基準開発に関するガバナンス上、重要な機関であると考える。

公開草案には、会合の頻度を減らす理由として次の説明をしているが、説明としては必ずしも十分ではない。

> 45 RFV において、評議員会は、諮問会議の運営については具体的な意見を求めなかったが、諮問会議とはレビューの全体にわたり協議する予定であり、諮問会議の運営に対する影響があれば検討する旨を明らかにしていた。協議の一環として、諮問会議の会合の頻度をどのようにすべきかについて諮問会議と議論を行ってきた。近年における諮問会議の役割がより戦略的なものとなっていることを踏まえてのことである。これらの議論は、一つには、評議員

[1] レビューに 2 年かかった場合、本公開草案の提案によれば、次のレビューは遅くともその 5 年後に実施することになり、間隔は最大で 7 年となる。これに対し、RFV に対する FASF/ASBJ のコメントでは、間隔を最大で 5 年とすることを提案するため、レビューに 2 年かかった場合、次のレビューは 3 年以内に開始することになる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

会自体が2016年と2017年にそれぞれ3回ずつしか会議を予定していなかったことが契機となったものである。

46 2016年2月の会議において、諮問会議は会議の回数について、少なくとも2017年については試験的に、3回から2回に変更するという提案を議論し、反対意見は出なかった。

23. よって、IFRS－AC委員（熊谷氏、石原氏）の意見も踏まえ、以下をコメントすることとしてはどうか。

(1) 年3回から年2回に変更する理由が必ずしも明確ではないため、最終化にあたっては理由を明確にすべきである。

(2) 定款を『最低でも』年2回開催することに変更するとしても、実際の運用にあたっては、2017年については試験的に年2回として、その結果を踏まえて、その後も年2回を継続すべきか、年3回に戻すかを判断することとしてはどうか。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。